

中部大学大学院学則

第1章 目的

第1条 中部大学大学院（以下「大学院」という。）は、学部教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

第2条 大学院に、次の研究科を置く。

工学研究科

経営情報学研究科

国際人間学研究科

応用生物学研究科

生命健康科学研究科

教育学研究科

第3条 大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第5条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

第6条 各研究科に、次の表に掲げる専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 建設工学専攻 応用化学専攻 情報工学専攻 創造エネルギー理工学専攻 ロボット理工学専攻	博士課程
	宇宙航空理工学専攻	修士課程
経営情報学研究科	経営情報学専攻	博士課程
	経営学専攻	修士課程

国際人間学研究科	国際関係学専攻 言語文化専攻 心理学専攻 歴史学・地理学専攻	博士課程
応用生物学研究科	応用生物学専攻	博士課程
生命健康科学研究科	生命医科学専攻	博士課程
	看護学専攻 リハビリテーション学専攻 保健医療学専攻	修士課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

2 研究科及び専攻ごとの教育研究上の目的は、別表1のとおりとする。

3 前項の目的を踏まえ、次の各号に掲げる方針を別に定める。

- (1) 修了の認定及び学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

第3章 収容定員

第7条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程 又は修士課程		博士後期課程		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
工学研究科	機械工学専攻	10	20	4	12	32
	電気電子工学専攻	18	36	4	12	48
	建設工学専攻	16	32	4	12	44
	応用化学専攻	10	20	4	12	32
	情報工学専攻	16	32	4	12	44
	創造エネルギー理工 学専攻	6	12	4	12	24
	ロボット理工学専攻	12	24	4	12	36
	宇宙航空理工学専攻	12	24	—	—	24
	計	100	200	28	84	284
経営情報学 研究科	経営情報学専攻	15	30	3	9	39
	経営学専攻	20	40	—	—	40
	計	35	70	3	9	79
国際人間学 研究科	国際関係学専攻	4	8	2	6	14
	言語文化専攻	4	8	2	6	14
	心理学専攻	4	8	2	6	14
	歴史学・地理学専攻	4	8	2	6	14
	計	16	32	8	24	56

応用生物学 研究科	応用生物学専攻	24	48	6	18	66
	計	24	48	6	18	66
生命健康科 学研究科	生命医科学専攻	12	24	3	9	33
	看護学専攻	6	12	—	—	12
	リハビリテーション 学専攻	6	12	—	—	12
	保健医療学専攻	6	12	—	—	12
	計	30	60	3	9	69
教育学研究 科	教育学専攻	12	24	—	—	24
	計	12	24	—	—	24
合計		217	434	48	144	578

第3章の2 学期及び休業日

第7条の2 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条の3 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

第7条の4 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日であっても授業又は試験を実施することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月19日
- (4) 学園創立記念日 12月8日
- (5) 春季休業日
- (6) 夏季休業日
- (7) 冬季休業日

2 前項第5号から第7号までの休業期間は、別に定める。

3 必要がある場合は、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目及び履修方法

第8条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとし、各研究科における授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

2 授業は、講義、演習のいずれかにより又はこれらの併用、その他により行うものとする。

3 授業等は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定による夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

第8条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の各授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。その場合の単位数は、前項のとおりとする。

第9条 第8条の授業科目の履修方法は、研究科ごとに別に定める。

2 研究指導は、大学院が適格と認めた教員（以下「研究指導担当教授」という。）が行うものとする。

3 専攻の研究指導担当教授が必要と認めるときは、他の研究科・専攻の科目を指定して、履修させることができる。

4 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で当該専攻において修得したものとみなすことができる。

5 職業を有している等の事情により、第4条第2項及び第5条第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第9条の2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	免許状の種類
工学研究科	応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状(理科)
	機械工学専攻 電気電子工学専攻 建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
経営情報学研究科	経営情報学専攻	高等学校教諭専修免許状（商業）
国際人間学研究科	国際関係学専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)
	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	歴史学・地理学専攻	高等学校教諭専修免許状（地理歴史）

応用生物学研究科	応用生物学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
生命健康科学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状

第9条の3 大学院に、持続社会創成教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）を置き、教育プログラムの授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

- 2 教育プログラムを選択した者は、前項に規定する授業科目を履修し、10単位以上を修得しなければならない。
- 3 前項の規定により修得した授業科目の単位については、10単位を超えない範囲で第11条第1項に定める単位に算入することができる。
- 4 各研究科において、教育上有益と認めるときは、第2項に規定する者以外の者に第1項に規定する授業科目を履修させることができる。ただし、修得した単位を第11条第1項に定める単位に算入する場合には、4単位までとする。

第10条 大学院が教育上有益と認めるときに限り、他の大学の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修し、修得した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で大学院の修了に必要な単位に算入することができる。
- 3 他の大学の大学院での履修の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由のある場合には、協議の上、更に1年に限り延長することができるが、履修の期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 4 他の大学の大学院での履修期間は、大学院の在学年限に算入する。
- 5 各研究科において、教育上有益と認めるときは、学生は他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第10条の2 大学院が教育上有益と認めるときに限り、学生が、大学院に入学する以前に大学院又は他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第10条の3 大学院において教育研究上特別の必要があると認めるときは、他の研究所等の研究者を大学院客員教授に委嘱する等の方法により、学生が当該研究所等において研究指導等を受けることができる（連携大学院方式）。

第5章 課程修了の認定

第11条 修士課程又は博士前期課程の修了には、2年以上在学し、専攻の授業科目について次の表に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、修士

の学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

研究科名		単位数
工学研究科		30
経営情報学研究科	経営情報学専攻	30
	経営学専攻	40
国際人間学研究科		30
応用生物学研究科		30
生命健康科学研究科		30
教育学研究科		30

- 2 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって、当該前期の課程において修得すべきものについての審査

- 3 第9条第4項、第10条第2項及び第10条の2第2項の規定により修得した単位については、合せて10単位を超えない範囲で前項に定める単位に算入することができる。

第12条 博士後期課程の修了には、3年以上在学し、専攻の授業科目について次の表に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間（生命健康科学研究科博士後期課程を除く。）に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（前条ただし書の規定による在学期間1年をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。

研究科名		単位数
工学研究科		8
経営情報学研究科		12
国際人間学研究科		8
応用生物学研究科		8
生命健康科学研究科		12

- 2 生命健康科学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、2年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第10条第2項及び第10条の2第2項の規定により修得した単位については、合せて10単位

を超えない範囲で第1項に定める単位に算入することができる。

第13条 各履修授業科目の単位修得の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとし、毎学期又は毎学年末に行うものとする。

2 授業科目の単位修得に係る成績評価に関する事項は、別に定める。

第14条 試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき学位論文を中心として、これに関連のある科目について筆記又は口頭により行うものとする。

第15条 学位論文は、一部作成し、専攻の研究指導担当教授を通じて指定の期間内に所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

第16条 学位論文の審査及び試験については、各研究科委員会が審査委員会を設けて行う。

第6章 学位及びその授与

第17条 第11条の規定に基づき、修士課程又は博士前期課程の修了要件を充足した者には、学長は、各研究科委員会の議を経て、修士の学位を授与する。

2 第12条の規定に基づき、博士後期課程の修了要件を充足した者には、学長は、当該研究科委員会の議を経て、博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位は、専攻分野により次のとおりとする。

工学研究科	博士前期課程	修士（工学）
	修士課程	修士（工学）
経営情報学研究科	博士前期課程	修士（経営情報学）
	修士課程	修士（経営学）
国際人間学研究科	博士前期課程	
	国際関係学専攻	修士（国際関係学）
	言語文化専攻	修士（言語文化学）
	心理学専攻	修士（心理学）
	歴史学・地理学専攻	修士（歴史学）
		修士（地理学）
応用生物学研究科	博士前期課程	修士（応用生物学）
生命健康科学研究科	博士前期課程	
	生命医科学専攻	修士（生命医科学）
	修士課程	
	看護学専攻	修士（看護学）
	リハビリテーション学専攻	修士（リハビリテーション学）
教育学研究科	保健医療学専攻	修士（保健医療学）
	修士課程	修士（教育学）
	修士課程	修士（教育学）
工学研究科	博士後期課程	博士（工学）
経営情報学研究科	博士後期課程	博士（経営情報学）
国際人間学研究科	博士後期課程	

国際関係学専攻 博士（国際関係学）

言語文化専攻 博士（言語文化学）

心理学専攻 博士（心理学）

歴史学・地理学専攻 博士（歴史学）

博士（地理学）

応用生物学研究科 博士後期課程 博士（応用生物学）

生命健康科学研究科 博士後期課程 博士（生命医科学）

4 学位の授与に関しては、中部大学学位規程(昭和 46 年 4 月 1 日制定)の定めるところによる。

第 18 条 前条第 2 項に定める者のほか、大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも当該研究科委員会の審査を経て中部大学学位規程の定めるところにより、学長は、博士の学位を授与することができる。

第 7 章 入学・休学・復学・退学・留学及び最長在学年数

第 19 条 入学の時期は、学年の始めとする。再入学の場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

第 20 条 修士課程又は博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 83 条の大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日

以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者で、その後本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

第 20 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、修士課程又は博士前期課程に入学することができる。

(1) 大学に 3 年以上在学した者であって、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者

(2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

第 21 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は法第 104 条の規定により専門職大学院の課程を修了した者に授与される学位（以下「専門職学位」という。）を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 外国の学校、前号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

第 22 条 入学志願者は、所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

2 入学志願の手続に関する事項は、別に定める。

第 23 条 入学を許可すべき者は、入学志願者について選考の上、決定する。

2 入学者選考に関する事項は、別に定める。

第 24 条 前条によって入学を許可された者は、指定の期日までに所定の誓約書に入学料及び必要書類を添えて入学手続をとらなければならない。

第 25 条 病気その他やむを得ない理由により、2 か月以上修学できないときは、理由書を添えて学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、1 か年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て延長することができる。

3 休学できる期間は、通算して修士課程又は博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、第 31 条に規定する在学年数に算入しない。

第 26 条 病気その他の理由により修学することが適当でないと認められた者に対しては、休学を命ずることができる。

第 27 条 前 2 条の場合において、休学の理由が消滅した場合には、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

第 28 条 病気その他の理由により退学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第 29 条 退学した者が、再入学を願い出た場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

第 30 条 大学院が教育上有益と認めるときに限り、外国の大学の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学の大学院に留学することができる。

2 第 10 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第 31 条 大学院における最長在学年数は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年とする。

第 31 条の 2 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 第 31 条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第 25 条第 3 項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 休学期間が終っても所定の手続をしない者
- (4) 死亡した者
- (5) 授業料納付の義務を怠り、督促しても納付しない者

第 31 条の 3 前条第 5 号の規定による除籍者については、本人の願い出により、学長は、研究科委員会の議を経て、再入学させることができる。

第 7 章の 2 研究生及び聴講生

第 32 条 大学院において、特定事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、研究期間が満了しても引き続き研究することを志願する者は、当初の研究期間を含め2年を超えない範囲において、その期間を延長することができるものとする。

第33条 研究料の額は、1か月27,500円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

第34条 検定料の額は、35,000円とし、出願するときに納付しなければならない。

第35条 既納の研究料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第36条 大学院の授業科目のうち特定の科目を聴講することを願い出た者があるときは、大学院の学生の修学を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生については、別に定める。

第8章 特別聴講学生及び特別研究学生

第37条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

第37条の2 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院に在学中の学生で、本大学院において研究指導を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生については、別に定める。

第8章の2 科目等履修生

第37条の3 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、研究科において適当と認めたときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第37条の4 科目等履修生を志願することのできる者は、第20条又は第20条の2に規定する入学資格を有する者とする。

第37条の5 科目等履修生の入学の時期は、当該授業科目の授業を行う学期の始めとする。

第37条の6 科目等履修生の授業料の額は、1単位につき15,000円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

2 検定料の額は、5,000円とし、願い出と同時に納付しなければならない。

3 既納の授業料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第37条の7 その他科目等履修生に対しては、大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 授業料、入学料及び検定料

第38条 大学院の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。ただし、修士課程

及び博士前期課程 2 年又は博士後期課程 3 年の標準修業年限を超えて在学する者及び私費外国人留学生の授業料の額については、別に定めることができる。

区分		修士課程又は 博士前期課程		博士後期課程			計
		1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	3 年次	
授業料	工学研究科	(円) 550,000	(円) 560,000	(円) 560,000	(円) 560,000	(円) 560,000	(円) 2,790,000
	経営情報学研究科	340,000	350,000	350,000	350,000	350,000	1,740,000
	国際人間学研究科	340,000	350,000	350,000	350,000	350,000	1,740,000
	応用生物学研究科	550,000	560,000	560,000	560,000	560,000	2,790,000
	生命健康科学研究科	550,000	560,000	560,000	560,000	560,000	2,790,000
	教育学研究科	340,000	350,000	—	—	—	690,000
入学料	100,000円						
検定料	35,000円						

2 第 9 条第 5 項により、計画的な履修を認められた長期履修学生の授業料の額については、前項の定めにかかわらず、標準修業年限までの各々の合計額を履修年数で除した額とする。なお、各年次の授業料の額については、別に定める。

第 39 条 授業料の納付は、各年次に係る授業料について、春学期及び秋学期の 2 期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料は、春学期にあつては 4 月 1 日から 10 日、秋学期にあつては 10 月 1 日から 10 日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに春学期の授業料を納付しなければならない。

第 39 条の 2 春学期又は秋学期の全期間を休学する者のその期の授業料は、納付を免除する。ただし、別に定める在籍料を指定の期日までに納付しなければならない。

第 40 条 秋学期の納付の時期前に退学する者の納付する授業料の額は、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

第 41 条 経済的な理由により納付が困難な者については、その者の申請に基づいて、当該年度を超えない期間内で納付を猶予することができる。

第 42 条 入学料は、入学するときに納付しなければならない。ただし、再入学する者その他別に定める者については、入学料の納付を免除する。

2 検定料は、入学又は再入学を出願するときに納付しなければならない。

3 既納の授業料、入学料及び検定料は、返付しない。ただし、入学手続時に納付された授業料の取扱いについては、別に定めることができる。

第9章の2 賞罰

第42条の2 学生として表彰に値する行為があったときには、学長は、研究科委員会の議を経て、これを表彰することがある。

第42条の3 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第10章 教員組織

第43条 大学院の授業及び研究指導は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから担当を命ぜられた者が行う。

2 前項のほか、必要な場合には、兼任の教授、准教授、講師及び助教に委嘱して授業を担当させることができる。

第11章 運営組織

第44条 各研究科に研究科長を置く。

第45条 各研究科に研究科委員会を置く。

第46条 研究科委員会は、大学院研究指導担当教授をもって組織する。

2 前項の組織には、審議事項に応じ、大学院講義担当の教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

第47条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができるものとする。

第48条 大学院に関する重要事項については、中部大学協議会において審議する。

第12章 雑則

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、施行細則で定める。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

<昭和48年4月1日から平成4年10月13日までの改正附則は省略>

附 則

- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 7 年 2 月 28 日から施行し、平成 6 年 8 月 10 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 7 年度入学の選考にかかる検定料の額は、改正後の第 35 条及び第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 5 月 7 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年度以前に経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程に入学した者については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。ただし、改正後の第 38 条の規定による授業料の額との均衡を図るため、その額から 150,000 円を減免するものとする。

附 則

この学則は、平成 12 年 9 月 26 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年度以前に国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程に入学した者については、改正後の第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 10 条第 5 項、第 11 条、第 17 条第 1 項、第 17 条第 3 項、第 25 条第 3 項及び第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第8条関係)にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

附 則

この学則は、平成13年5月22日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第8条関係)にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第8条関係)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科工業物理学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該専攻に係る適用規定は、なお従前の例による。
- 3 国際関係学研究科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該研究科に係る適用規定は、なお従前の例による。
- 4 工学研究科電気工学専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該専攻に係る適用規定は、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第8条関係)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年12月20日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 5 月 24 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 10 月 14 日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 10 月 21 日から施行し、平成 17 年 9 月 9 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条の 2 第 2 項の幼稚園教諭専修免許状に係る規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

ず、なお従前の例による。

- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 9 条の 2 第 2 項及び別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2019 年度以前に工学研究科ロボット理工学専攻修士課程に入学した者については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項及び別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2022 年 11 月 24 日から施行し、2022 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 1（第 6 条第 2 項関係）及び別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1 (第 6 条第 2 項関係)

教育研究上の目的

研究科・専攻	教育研究上の目的
工学研究科	人間形成に必要な教養、普遍的な幅広い基礎知識、専門知識並びにその応用力を修得し、時代の要請に応え、さらに時代を先取りする工学的技術開発とそれを支える基礎学理の教育研究を行って、発想を具現化するための複眼的な論理思考法を訓練する。それにより、地域社会から国際社会において幅広く柔軟に活躍できる能力を身に付け、開拓者精神が旺盛で心身共に健全な技術者の育成を行い、有能な人間の育成と研究成果を通じて社会に貢献することを目的とする。 博士前期課程（修士課程）では、技術・研究開発においてプロジェクトをリードし、工学的技術とその基礎学理を維持発展させる能力のある高度な技術者の育成を主目的とする。 博士後期課程では、技術・研究開発において新しい知見を見出し、新たな工学的技術とその基礎学理を創造的に発展させる能力のある最高度の技術者、研究者及び教育者の育成を目的とする。
機械工学専攻	数学と物理学を基礎とし、知能化により人類の活動を時間的にも空間的にも飛躍的に広げる各種機械並びにシステムを設計・製作・評価・管理する学術分野の教育研究を行い、主として応用力学、環境・エネルギー学、材料強度学、精密工学の領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
電気電子工学専攻	電気・電子・情報通信工学を基盤とする学術分野における教育研究を行い、主として電力・エネルギー、電気機器・制御情報、電子物性・デバイス及び電子・情報工学の領域における基礎学理を研鑽し、時代を先取りした応用開発力のある有能な人間を育成する。
建設工学専攻	土木工学と建築学を基盤として、人間が生活する上で安心・安全な社会基盤と心豊かで快適な建築の環境を整備し、かつ、持続的発展可能な地球環境の開発・保全に関する分野の教育研究を行い、主として土木工学領域（構造工学系、コンクリート工学系、水工学系、地盤工学系、土木計画系）と建築学領域（建築構造学系、建築材料学系、建築環境・設備工学系、建築計画系、都市計画系、建築デザイン系、建築史・意匠系）の 2 領域 12 系の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
応用化学専攻	化学の基礎知識、専門知識をより深め、かつ、幅を広げ、それらの応用力を身に付けるとともに、先進的な化学技術者に必要な技術・研究開発能力を養い、地域社会、国、さらには地球規模における責任を自覚して、産業界をはじめとする社会に貢献する教育研究を行って、主として有機材料化学、機能材料、物理化学、有機合成化学及び化学工学の領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
情報工学専攻	情報工学分野に関する基礎知識・理解力を基盤として、当該分野に関する高度な専門的知識と柔軟な問題解決能力、さらに将来国際的に通用する情報技術者・研究者となるための国際的素養を身に付けさせる教育研究を行い、主として情報通信、メディア情報、知能情報及び計算工学の 4 領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。

創造エネルギー理工学専攻	生活圏宇宙（地球及び地球周辺から太陽を含んだ近宇宙）の科学を基礎とし、それを応用するための空間情報技術の素養を修得し、それらを利用・活用した新しい省エネルギー、超伝導直流送電、次世代エネルギーに関する分野の教育研究を行い、主として空間情報系、エネルギー科学系領域の知識・能力を修得した国際的な視野を持つ有能な人間を育成する。
ロボット理工学専攻	ロボット理工学の基礎知識、専門知識を基盤として、モーションロボティクス、コンピュータロボティクス、システムロボティクスの領域に関する教育研究を行い、主として新しい高機能ロボットの設計開発分野の知識・能力を修得した国際的な視野を持つ有能な人間を育成する。
宇宙航空理工学専攻	宇宙航空に関連した、材料の創製・加工、機械・機器システムの設計・製作、情報処理、システム運用、及びそれらの評価、研究、開発等を行うための基礎から応用に至る専門知識・能力を修得した有用な人間を育成する。
経営情報学研究科	経営学・会計学・情報科学及び関連諸専門領域における研究活動とともに、これらの専門領域にまたがる学際的な研究活動を展開する。そして、それらの研究成果を社会に提供するとともに、豊かな教養、自立心、公益意識をもち、広く国際的視野から物事を考え、上記の専門領域に関わる高度の学識・技術を身に付けた専門職業人及び教育者、研究者となる人間を育成することを通じて社会に貢献する。 博士課程前期（修士課程）では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関する学識・技術を身に付けた専門職業人の育成に主眼を置く。 博士課程後期では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関する高度の学識・技術を身に付け、社会に役立つ新たな知の創造を実現する教育者、研究者となる人間の育成に主眼を置く。
経営情報学専攻	上記の教育研究目的に沿った研究活動を背景に、経営学・会計学・情報科学及び関連専門領域のいずれかに重点を置く高度の学識・技術を身に付け、さまざまな経済活動の効果的な実践に貢献する専門職業人、及び、そうした効果的な経済活動を支援する新たな知の創造に取り組む教育者、研究者となる人間を育成する。
経営学専攻	経営学及び関連専門領域に関する実践的理解を身に付けた以下の3つのタイプのリーダーとなる人間を育成する。 1. 技術をベースとしたベンチャー企業を創設し発展に導くリーダー。 2. 技術をベースとした社内ベンチャーを興し発展に導くリーダー。 3. 技術を活用して企業又は企業活動の仕組みを革新するリーダー。
国際人間学研究科	人文系諸科学と社会系諸科学に架橋をかけて、人間と文化、民族と国家の研究のフロンティアを拡大し、グローバルな諸問題に挑戦できる知的創造的研究及びさまざまな現場から広く社会貢献を目指した実践的研究ができる人間を育成し、研究成果を通して社会に貢献することを目的とする。 博士前期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際競争力を有する高度専門職業人・知識人を育成する。 博士後期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際的指導力を有する教育研究者・知識人を育成する。

国際関係学専攻	政治学、経済学、社会学、人類学などを基盤として、理論と現場感覚、思考力と応用力のバランスを取って、同時代的な社会開発の課題に取り組むことのできる国際人、知的文化人、高度専門職業人及び教育研究者を育成することを目標とし、次の2領域を主要な分野とする。 1. 「よりよい統治とは何か」を考える政策科学の基礎を掘り下げ、国際的な政治経済開発、国際協力、平和、人権、地球環境等を中心とした国際経済研究の領域。 2. 人類文化・社会の多様性を究明するとともに、そこに内在する普遍と特殊、民族や国家の社会文化的個性を明らかにし、人類文化の総体的な理解を目指す領域。
言語文化専攻	言語・文化を基礎とする複合的な教育研究を行い、有為な人間の育成及び多方面の研究を通じて、社会への貢献を目的とし、次の3領域を主要な分野とする。 1. 複眼的な視点と国際的な視野を養い、情報化が進む現代社会の理解に立脚した、社会問題の解決につながる研究ができる能力を身に付けさせ、多様化・グローバル化・情報化が進む現代社会における専門職業人・研究者として通用する人間の育成を目標とする領域。 2. 英語そのものに対する理解を深める英語学、英語話者の文化的な側面に焦点を当てた文化学、英語教授法を扱う応用言語学の研究を通じて、高度な知識と教授技能を持った、職業人・教育者・研究者の育成を目標とする領域。 3. 日本語学・日本文学・日本文化の専門性を深めながら、相互に関連した教育研究を行って、学際的な視野を持った人間の育成を目標とする領域。
心理学専攻	教育心理学、認知心理学、学習心理学、知覚心理学などに関する分野並びに臨床心理学、障害者心理学、カウンセリングなどの治療教育、適応行動に関する分野の教育研究を通じて、社会に貢献することを目的とする。学校心理学を専門とする高度専門職業人・知識人として学校現場でその能力を発揮できる人間並びに教育研究者を育成する。
歴史学・地理学専攻	歴史学と地理学を教育研究上のディシプリンの両軸とし、時間的意識と空間的意識を統合した知識と教養の修得を目指す。歴史学を主専攻とする者は地理学を副専攻として研究し、地理学を主専攻とする者は歴史学を副専攻として研究することを奨励し、グローバル化とローカリゼーションが同時進行する現代社会の歴史進行を的確に判断できる人材、グローバルに考えローカルに行動できる高度専門職業人並びに教育研究者を育成する。
応用生物学研究科	バイオサイエンス・バイオテクノロジーを基盤とする複合的な学術領域における教育研究を行い、有能な人間の育成及び研究を通じて社会に貢献することを目的とする。 博士前期課程においては、下記の領域に関して特に先端科学技術を実験・演習を通じて教育し、もって応用生物学分野とりわけ生命分子化学、環境生物学並びに食品科学を基盤とした高度の専門職業人を育成することを主目的とする。 博士後期課程においては、「生命・食・環境」の分野で最先端領域の研究実践を通じて指導的な教育研究者、最高度の技術者・開発技術者を育成することを目的とする。

応用生物学専攻	研究科における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行う。 1. バイオサイエンス・バイオテクノロジーが展開させてきた基盤的な研究方法や技術領域を創造的に継承発展させ、多様な生物機能の選択的な利活用を図る分野を、生命倫理、生物産業倫理の涵養を含めて教育研究する基盤生命科学領域。 2. 環境の変化が人間の生活に及ぼす負の影響を予測・予防することを目指し、環境の遺伝子レベルから個体、集団レベルまでの動態解析を基盤とし、多様な生物機能を活用して環境の保全・修復及び循環型社会の構築に係わる分野を、環境倫理の涵養を含めて教育研究する環境生物科学領域。 3. 生命科学研究や産業技術開発の成果を、多様な食品の製造、消費過程の改善、改良に適応し、食の安全・安心を追求し、また、健康増進を目指した新たな栄養科学の展開を図る分野を、食の倫理の涵養を含めて教育研究する食品栄養科学領域。
生命健康科学研究科	生命科学に立脚して人間の健康を、保健・衛生学、医学、看護学、医療技術学、工学、農学、理学、薬学の学識・技術を集学的に組み入れて、特に21世紀型の疾患に対する「予防」と「QOL向上」に焦点を絞って追求することを教育研究の基本理念とし、この基本理念のもとで課題の解決に当たる総合力豊かな実践的な教育・研究・技術者／高度専門職業人及び医療人を育成することを目的とする。 博士前期課程（修士課程）では、予防の視点を踏まえた高い専門性と総合性を備えた高度専門職業人の育成を主目的とする。 博士後期課程では、現代病の予防の実現を目指す教育・研究者の育成を目的とする。
生命医科学専攻	広範囲の学問領域（保健・衛生学、医学、看護学、工学、農学、理学）の複合領域として先端のバイオ技術と医用工学技術を駆使し、科学的根拠に立脚した「予防」の為の新規の方策を看護学専攻とも連携共同して追求するとともに、これらの専門性を基盤で支える学際的で幅広い総合力を育成することを通じて、健康社会実現を推進する実践的かつ指導的な教育・研究・技術者／高度専門職業人を育成する。本専攻における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行うが、それぞれの領域を共有する教育研究を積極的に進めて行く。 1. バイオサイエンス・バイオ技術を深く学び、バイオ技術を駆使して生命医科学、創薬科学及び分子病態学の関わる分野を、生命倫理や社会倫理の涵養を含めて教育研究する基盤病態医科学領域 2. 環境衛生学、免疫学や感染症制御学に関わる分野を、ESD（持続可能な発展の為の教育）の精神を踏まえ、科学的根拠に立脚した予防学の確立を目指して教育研究する環境予防医科学領域 3. 生命医科学、医療技術学と医用工学の成果を新しい医療の開発に直結させ、健康増進を目指した新しい研究分野を、医の倫理の涵養を含めて教育研究する生命医用技術学領域

看護学専攻	少子高齢社会における医療の諸問題を「予防」と「QOL 向上」の視点で捉えて看護学に関する学術の理論及び科学的思考力、研究能力、実践能力を備えた指導的な役割を果たすことができる特定領域看護学の研究・教育・EBN 実践者及び高度看護専門職としての看護管理者／組織リーダーを育成する。 本専攻における教育研究は、次の 3 領域を主要な分野として進める。 1. 総合看護学領域：看護教育制度、災害看護、看護倫理等にかかわる課題を教育研究する看護学教育分野、組織のリーダーとして看護の質向上並びに組織の活性化を目指した課題を教育研究する看護管理学分野で構成する。 2. 生活支援看護学領域：この領域は 3 つの分野からなり、それぞれが、現代の医療・看護の問題を「予防」「QOL」の視点で捉えて教育研究を進める。3 つの分野は、施設・在宅で療養する成人・高齢者及び家族の支援に関わる課題を教育研究する療養支援看護学、病院・地域における精神障害者と家族の支援に関わる課題を教育研究する精神看護学分野、地域の健康問題並びに地域ケアシステム、産業保健に関する健康問題を教育研究する地域保健看護学分野とで構成する。 3. 発達看護学領域：慢性疾患をもつ小児の QOL の向上、療養生活を支える看護、家族への支援に関わる課題を教育研究する小児看護学分野、女性の QOL の向上、家族のリプロダクティブ・ヘルス・ケアを支援する看護に関わる課題を教育研究する母性看護学分野で構成する。
リハビリテーション学専攻	複雑化、高度化した保健・医療の現場での確に対応できる幅広い高度な専門知識・技術を持ち、科学的な根拠に基づく「QOL 向上」「予防重視」「健康増進」「疾病からの回復」の視点を踏まえたリハビリテーション医療を牽引できる高い専門性と総合力を備えた質の高い高度専門職（理学療法士及び作業療法士）を育成する。 本専攻における教育研究は、次の 2 領域を主な分野として行う。 1. リハビリテーション基礎学領域：リハビリテーションの科学的基盤（特に痛みと生体反応）に関する分野で構成する。 2. リハビリテーション療法学領域・高度で実践的な理学療法学・作業療法学等に係るリハビリテーションの療法に関する分野で構成する。
保健医療学専攻	人間の健康の保持・増進と疾病・障害予防等の高度な専門知識・技術を持ち、科学的・医学的な根拠に基づく健康運動を適切かつ安全に活用して、「一次予防」「QOL の向上」「健康増進」を実践できる高い専門性と総合性を備えた質の高い高度専門職（救急救命士、健康管理士等）を育成する。 本専攻における教育研究は、次の 2 領域を主な分野として行う。 1. 救急医療学領域：救急医療、地域保健医療に関する分野で構成する。 2. 健康増進学領域：身体機能、健康運動に関する分野で構成する。

教育学研究科	教育学・保育学、教育心理学、教科教育学を基盤とする複合的な学術領域における次世代教育等の教育研究を行うことを基本理念とし、主に青年期までの人格形成の基盤を体系的に支援することのできる高度な専門的知識と能力を持つ保育者・教育者・研究者などの高度専門職業人を育成することを目的とする。
教育学専攻	教育学・保育学、教育心理学、教科教育学の領域を主要な研究分野として、「次世代教育」とりわけ青年期までの人格形成の基盤を体系的に支援することができる学術理論、研究能力、実践能力を備えた、保育や教育現場で指導的な役割を果たすことのできる高度専門職業人及び教育方法学や教師教育学などの分野を専門領域とする教育学研究者を育成する。 本専攻における教育研究は3領域を主要な分野として行うが、主として基幹科目で研究能力を、専門科目で実践能力を養成することを目的とする。 1. 教育学・保育学領域の基幹科目では教育方法学などに関する学術的な研究能力を修得し、専門科目では学級経営、スクールマネジメント、国際理解、幼児教育、保育等の実践能力を修得する。 2. 教育心理学領域の基幹科目では教育心理学などに関する学術的な研究能力を修得し、専門科目ではデータ解析の基礎、調査法・実験法、カウンセリングマインド等の実践能力を修得する。 3. 教科教育学領域の基幹科目では国語、算数・数学、社会、体育などの教科教育に関する学術的な研究能力を修得し、専門科目では障害児教育の実践的資質、地域との連携法やカリキュラム編成能力を修得する。

別表 2 (第 8 条関係) 授業科目及び単位数

工学研究科 機械工学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
特 別 研 究	設計工学特別研究 A	2		指導教授の指導のもとに、特別研究 A、B を含め、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	設計工学特別研究 B	2		
	設計工学特別研究 C	2		
	設計工学特別研究 D	2		
	エネルギー工学特別研究 A	2		
	エネルギー工学特別研究 B	2		
	エネルギー工学特別研究 C	2		
	エネルギー工学特別研究 D	2		
	生産工学特別研究 A	2		
	生産工学特別研究 B	2		
	生産工学特別研究 C	2		
	生産工学特別研究 D	2		
	精密工学特別研究 A	2		
	精密工学特別研究 B	2		
	精密工学特別研究 C	2		
	精密工学特別研究 D	2		
選 択	弾性力学	2	22 単位以上修得すること。	
	計算力学	2		
	熱工学	2		
	応用流体工学	2		
	流体力学	2		
	材料強度学	2		
	機械材料学	2		
	機械加工学	2		
	エネルギー工学	2		
	精密工学	2		
	機械加工システム	2		
	機械制御工学	2		
	現代制御理論	2		
	デジタル振動制御論	2		

研 究 科 共 通	高速現象と可視化技術	2		
	工業数学特別講義	2		
	情報数理工学特別講義	2		
	原子力工学特別講義	2		
	技術英語特別講義A	2		
	技術英語特別講義B	2		

工学研究科 機械工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特別研究	機械工学特別研究A 機械工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8 単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

工学研究科 電気電子工学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
特別研究	電気電子工学研究指導A	2	科目群Aから4単位、かつ科目群Bから4単位を含め、22単位以上修得すること。 指導教授の指導のもとに、研究指導A、Bを含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。	
	電気電子工学研究指導B	2		
	電気電子工学研究指導C	2		
	電気電子工学研究指導D	2		
科目群A	放電現象特論	2		
	電磁プラズマ工学特論	2		
	電力工学特論	2		
	超伝導工学特論	2		
	固体物性特論	2		
	電気電子材料特論	2		
	物性デバイス特論	2		
	光・電子デバイス特論	2		
	固体量子物理特論	2		
科目群B	電気エネルギー変換機器特論	2		
	システム制御特論	2		
	パワーエレクトロニクス特論	2		
	システム工学特論	2		
	回路工学特論	2		
研究科共通	高速現象と可視化技術	2		
	工業数学特別講義	2		
	情報数理工学特別講義	2		
	原子力工学特別講義	2		
	技術英語特別講義A	2		
	技術英語特別講義B	2		

工学研究科 電気電子工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特 別 研 究	電気電子工学特別研究A 電気電子工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8 単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

工学研究科 建設工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目			単 位 数	備 考	
土木工学分野	特別研究	土木工学特別研究A	2		・土木工学分野 指導教授の指導のもとに、特別研究A、Bを含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		土木工学特別研究B	2		
		土木工学特別研究C	2		
		土木工学特別研究D	2		
	専門科目	構造工学特論A	2	分野共通、研究科共通を含め、22単位以上修得すること。	
		鉄筋コンクリート構造特論	2		
		水理学特論	2		
		地盤力学特論	2		
		構造工学特論B	2		
		コンクリート工学特論	2		
		水環境工学特論	2		
		地盤工学特論	2		
		都市デザイン特論	2		
		交通計画特論	2		
建築学分野	特別研究	建築学特別演習A	2		・建築学分野 指導教授の指導のもとに、特別演習A、Bを含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		建築学特別演習B	2		
		建築学特別演習C	2		
		建築学特別演習D	2		
	専門科目	耐震構造設計特論	2	分野共通、研究科共通を含め、22単位以上修得すること。	
		応用弾性学特論	2		
		建築材料学特論	2		
		建築環境工学特論	2		
		建築環境デザイン演習	2		
		西洋建築特論	2		
		日本建築特論	2		
		建築計画特論A	2		
		都市計画特論	2		
		建築計画特論B	2		
		建築デザイン演習A	2		
		建築デザイン演習B	2		
分野共通		数値解析学特論・演習A	2		
		数値解析学特論・演習B	2		
		社会実習A	2		
		社会実習B	2		

研究 科 共 通	高速現象と可視化技術	2		
	工業数学特別講義	2		
	情報数理工学特別講義	2		
	原子力工学特別講義	2		
	技術英語特別講義A	2		
	技術英語特別講義B	2		

工学研究科 建設工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特 別 研 究	建設工学特別研究A 建設工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8 単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

工学研究科 応用化学専攻 博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
特 別 研 究	材料物理化学特別研究A	2		指導教授の指導のもとに、特別研究A、Bを含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	材料物理化学特別研究B	2		
	材料物理化学特別研究C	2		
	材料物理化学特別研究D	2		
	無機物質化学特別研究A	2		
	無機物質化学特別研究B	2		
	無機物質化学特別研究C	2		
	無機物質化学特別研究D	2		
	有機機能化学特別研究A	2		
	有機機能化学特別研究B	2		
	有機機能化学特別研究C	2		
	有機機能化学特別研究D	2		
	環境化学工学特別研究A	2		
	環境化学工学特別研究B	2		
	環境化学工学特別研究C	2		
	環境化学工学特別研究D	2		
選 択	物性化学特論	2	22単位以上修得すること。	
	精密分析化学特論	2		
	機能材料特論	2		
	無機ファイン材料特論	2		
	材料化学特論	2		
	エネルギー化学特論	2		
	有機材料化学特論	2		
	超分子化学特論	2		
	有機反応特論	2		
	有機合成化学特論	2		
	化学工学特論	2		
	反応工学特論	2		
	材料機能解析特論	2		
	先進材料工学特論	2		
研 究 科 共 通	高速現象と可視化技術	2		
	工業数学特別講義	2		
	情報数理工学特別講義	2		
	原子力工学特別講義	2		
	技術英語特別講義A	2		
	技術英語特別講義B	2		

工学研究科 応用化学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特 別 研 究	応用化学特別研究A 応用化学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

工学研究科 情報工学専攻 博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考	
特 別 研 究	情報通信特別研究A	2		指導教授の指導のもとに、特別研究A、Bを含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	情報通信特別研究B	2		
	情報通信特別研究C	2		
	情報通信特別研究D	2		
	メディア情報特別研究A	2		
	メディア情報特別研究B	2		
	メディア情報特別研究C	2		
	メディア情報特別研究D	2		
	知能情報特別研究A	2		
	知能情報特別研究B	2		
	知能情報特別研究C	2		
	知能情報特別研究D	2		
	計算工学特別研究A	2		
	計算工学特別研究B	2		
	計算工学特別研究C	2		
	計算工学特別研究D	2		
選 択	記号計算特論	2	22単位以上修得すること。	
	通信工学特論	2		
	機械学習特論	2		
	ニューラル情報処理特論	2		
	情報通信方式特論	2		
	コンピュータビジョン特論A	2		
	コンピュータビジョン特論B	2		
	情報セキュリティ特論	2		
	情報流通システム特論	2		
	知的信号処理特論	2		
	シミュレーション工学特論	2		
	バイオインフォマティクス特論	2		
	音声言語処理特論	2		
	音声信号処理特論	2		
	社会実習	2		
研 究 科 共 通	高速現象と可視化技術	2		
	工業数学特別講義	2		
	情報数理工学特別講義	2		
	原子力工学特別講義	2		
	技術英語特別講義A	2		
	技術英語特別講義B	2		

工学研究科 情報工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特 別 研 究	情報工学特別研究A 情報工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8 単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

工学研究科 創造エネルギー理工学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特別研究	特別研究 A 特別研究 B	③ ③	指導教授の指導のもとに、必修科目及び選択科目を含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
基礎科目	創造エネルギー理工学概論	②	
	エネルギー基礎物理学	②	
	地球物理学特論	2	
	宇宙物理学特論	2	
専門科目	空間情報科学系	②	
	デジタルアースデザイン	2	
	空間情報処理技術基礎	2	
	リモートセンシング特論	2	
	地理情報システム特論	2	
	空間情報処理技術応用	2	
	G I Sプロジェクト演習	2	
	エネルギー科学系	②	
	次世代エネルギー技術概論	2	
	クリーンエネルギー学	2	
	エネルギー・物質理工学	2	
	エネルギー変換理工学	2	
	エネルギー創成理工学	2	
	超伝導理工学	2	
	省エネルギー・エネルギー管理学	2	
研究科共通	エネルギー材料科学	2	
	レーザー理工学	2	
	エネルギー現代物理学	2	
	高速現象と可視化技術	2	
	工業数学特別講義	2	
	情報数理工学特別講義	2	
	原子力工学特別講義	2	
	技術英語特別講義 A	2	
	技術英語特別講義 B	2	

工学研究科 創造エネルギー理工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特 別 研 究	創造エネルギー理工学特別研究A 創造エネルギー理工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

工学研究科 ロボット理工学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考		
特 別 研 究	特別研究A 特別研究B 特別研究C 特別研究D	② ② 2 2	6 単位以上		
基 礎 科 目	ロボットプログラミング	2		指導教授の指導のもとに、必修科目及び選択科目を含め、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。	
	ロボット動力学	2			
	ロボットシステム制御学	2			
	実践英語特論A	2	2 単位 以上		
	実践英語特論B	2			
専 門 科 目	モーションロボ ティクス	ロボットメカトロニクス	6 単位以上		
		ロボットモーション特論		2	
	コンピュ ータロボ ティクス	ロボットインテリジェンス		2	
		自律エイジェント・ロボティクス（群作業ロボット工学）		2	
		システム神経科学特論		2	
	シ ス テ ム ロ ボ テ ィ ク ス	ロボット・インテグレーション（ロボットシステム設計）		2	
		応用システムロボティクス（医療・福祉・農業・林業ロボット）		2	
		デジタルシステム最適設計特論		2	
		ヒューマン・ロボットインタラクション特論		2	
	研 究 科 共 通	高速現象と可視化技術		2	
		工業数学特別講義		2	
		情報数理工学特別講義		2	
原子力工学特別講義		2			
技術英語特別講義A		2			
技術英語特別講義B		2			

工学研究科 ロボット理工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特 別 研 究	ロボット理工学特別研究A ロボット理工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8単位 を修得し、かつ、必要な研究指導を 受けた上、博士論文を提出し、その 審査及び試験に合格すること。

工学研究科 宇宙航空理工学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特別研究	特別研究A	②	指導教授の指導のもとに、必修科目及び選択科目を含めて30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	特別研究B	②	
	特別研究C	2	
	特別研究D	2	
基礎科目	宇宙航空数学特論	2	
	宇宙航空物理・化学特論A	2	
	宇宙航空物理・化学特論B	2	
専門科目	講義	材料・構造特論A	2
		材料・構造特論B	2
		空力・推進特論A	2
		空力・推進特論B	2
		制御・情報特論A	2
		制御・情報特論B	2
		宇宙航空理工学特論	2
	セミナー	材料・構造セミナーA	3
		材料・構造セミナーB	3
		材料・構造セミナーC	3
		材料・構造セミナーD	3
		空力・推進セミナーA	3
		空力・推進セミナーB	3
		空力・推進セミナーC	3
		空力・推進セミナーD	3
		制御・情報セミナーA	3
		制御・情報セミナーB	3
		制御・情報セミナーC	3
		制御・情報セミナーD	3
研究科共通	高速現象と可視化技術		2
	工業数学特別講義		2
	情報数理工学特別講義		2
	原子力工学特別講義		2
	技術英語特別講義A		2
	技術英語特別講義B		2

経営情報学研究科 経営情報学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目			単 位 数	備 考
基礎科目群	情報	情報システムⅠ ネットワークシステムA	2 2	指導教授の指導のもとに、基礎科目群の3分野（情報・会計・経営）にわたり各1科目2単位以上、合計6単位以上、演習科目8単位、合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	会計	財務会計A 会計原理	2 2	
	経営	経営管理 経営政策	2 2	
インフォメーション科目群		ネットワークシステムB	2	
		プログラミングA	2	
		プログラミングB	2	
		情報セキュリティ	2	
		SQLとデータベース	2	
		データ処理とシミュレーション	2	
		パターン認識と人工知能	2	
		エージェント機能	2	
		システム開発実習	2	
アカウントینگ科目群		財務会計B	2	
		税法A	2	
		税法B	2	
		簿記論	2	
		管理会計	2	
		会計管理Ⅰ	2	
		会計管理Ⅱ	2	
		財務管理	2	
ビジネス・マネジメント科目群		マーケティング	2	
		経営組織	2	
		経営行動	2	
		金融経済論	2	
		組織デザイン	2	
		行動科学	2	
		日本企業論	2	
		近・現代日本経営史	2	
		財政政策	2	
		国際経済論	2	

演習科目	専門実践実習 A	2	
	専門実践実習 B	2	
	経営情報学演習 A	②	
	経営情報学演習 B	②	
	経営情報学演習 C	②	
	経営情報学演習 D	②	

経営情報学研究科 経営情報学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目	単 位 数	備 考
専門研究演習 A	④	指導教授の指導のもとに、12単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
専門研究演習 B	④	
専門研究演習 C	④	

経営情報学研究科 経営学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
基礎 科目 群	経営管理	2	指導教授の指導のもとに、基礎科目群から16単位以上、経営発展科目群、ベンチャーマネジメント科目群及び技術マネジメント科目群から16単位以上(ベンチャーマネジメント科目群及び技術マネジメント科目群から10単位以上を含む。)、演習科目4単位、合計40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	経営政策	②	
	会計管理Ⅰ	②	
	経営財務Ⅰ	②	
	マーケティングⅠ	②	
	経営組織	2	
	人的資源管理Ⅰ	②	
	生産管理Ⅰ	②	
	情報システムⅠ	2	
	経営法務	2	
	新技術動向	②	
経営 発展 科目 群	会計管理Ⅱ	2	
	経営財務Ⅱ	2	
	マーケティングⅡ	2	
	生産管理Ⅱ	2	
	人的資源管理Ⅱ	2	
	国際経営戦略	2	
	消費者行動分析	2	
	金融経済論	2	
	物流管理	2	
	データ解析	2	
	環境経営	2	
ベン チャー マ ネ ジ メ ン ト 科 目 群	ベンチャービジネス論	2	
	組織変革論	2	
	中小企業の経営革新	2	
	新規事業の財政戦略	2	
	人間性と生産性	2	
	企業競争力強化法	2	
技 術 マ ネ ジ メ ン ト 科 目 群	R&Dマネジメント	2	
	先端技術応用	2	
	情報技術と経営	2	
	情報システムⅡ	2	
	ネットワークシステムA	2	
	ネットワークシステムB	2	
	情報技術応用	2	

演習科目	経営学演習Ⅰ 経営学演習Ⅱ	② ②	
------	------------------	--------	--

国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
共通科目	研究方法論 臨地研究論 近代世界表象体系 海外文献研究A 海外文献研究B	② ② 2 2 2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
国際政治経済研究コース	政治経済研究特論 国際法特論 国際政治学特論 国際経済学特論 国際機構論 国際金融論 国際協力論 開発経済学特論 国際公共政策特論 発展途上国論 社会開発特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
国際社会文化研究コース	社会文化研究特論 文化人類学特論 国際社会学特論 国際ジェンダー論 比較文明論 比較環境論 比較社会史論 比較宗教論 地域社会文化研究特論A 地域社会文化研究特論B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
特別研究	研究指導A 研究指導B 研究指導C 研究指導D	② ② ② ②	
研究科共通	日本語論文の書き方Ⅰ 日本語論文の書き方Ⅱ	2 2	※修了要件に含めない ※修了要件に含めない

国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	備 考
国際政治経済分野	国際政治経済学専門研究演習 A	2	指導教授の指導のもとに、専門研究演習8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	国際政治経済学専門研究演習 B	2	
	国際政治経済学専門研究演習 C	2	
	国際政治経済学専門研究演習 D	2	
	国際政治経済学専門研究演習 E	2	
国際社会文化分野	国際社会文化論専門研究演習 A	2	
	国際社会文化論専門研究演習 B	2	
	国際社会文化論専門研究演習 C	2	
	国際社会文化論専門研究演習 D	2	
	国際社会文化論専門研究演習 E	2	

国際人間学研究科 言語文化専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分		授 業 科 目	単 位 数	備 考
共通科目		近代世界表象体系	2	
情報社会コース	研究基礎	研究基礎A (情報収集) 研究基礎B (メディア・クリエシズム)	② ②	・情報社会コース 指導教授の指導のもとに、専攻及びコースの定める必修科目を含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		現代社会特論A	2	
		現代社会特論B	2	
		情報社会特論A	2	
		情報社会特論B	2	
		情報文化特論A	2	
		情報文化特論B	2	
		現代メディア特論A	2	
		現代メディア特論B	2	
		情報コンテンツ制作特論A	2	
		情報コンテンツ制作特論B	2	
	トプロジェクト	プロジェクトA プロジェクトB プロジェクトC プロジェクトD	② ② ② ②	
英語圏言語文化コース		応用言語学特論A	2	・英語圏言語文化コース 指導教授の指導のもとに、専攻の定める必修科目を含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		応用言語学特論B	2	
		応用言語学特論C	2	
		応用言語学特論D	2	
		英語教育法特論A	2	
		英語教育法特論B	2	
		英語教育法特論C	2	
		英語教育法特論D	2	
		英語学特論A	2	
		英語学特論B	2	
		英語学特論C	2	
		英語学特論D	2	
		英米文学特論A	2	
		英米文学特論B	2	
		英米文学特論C	2	
		英米文学特論D	2	
		英語圏言語文化総論A	2	

		英語圏言語文化総論B	2	
		英語圏言語文化総論C	2	
		英語圏言語文化総論D	2	
	日本語日本文化コース	日本語学特論A	2	・日本語日本文化コース 指導教授の指導のもとに、専攻の定める必修科目を含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		日本語学特論B	2	
		日本語学特論C	2	
		日本語学特論D	2	
		日本語教育学特論A	2	
		日本語教育学特論B	2	
		日本語教育学特論C	2	
		日本語教育学特論D	2	
		古典文学特論A	2	
		古典文学特論B	2	
		古典文学特論C	2	
		古典文学特論D	2	
		近代文学特論A	2	
		近代文学特論B	2	
		近代文学特論C	2	
		近代文学特論D	2	
		日本文化特論A	2	
		日本文化特論B	2	
		日本文化特論C	2	
		日本文化特論D	2	
		伝承文芸特論A	2	
		伝承文芸特論B	2	
		伝承文芸特論C	2	
		伝承文芸特論D	2	
		日本芸能特論A	2	
		日本芸能特論B	2	
		日本芸能特論C	2	
		国語教育特論	2	
特別研究		研究指導A	②	専攻共通必修科目
		研究指導B	②	
		研究指導C	②	
		研究指導D	②	
研究科共通		日本語論文の書き方Ⅰ	2	※修了要件に含めない
		日本語論文の書き方Ⅱ	2	※修了要件に含めない

国際人間学研究科 言語文化専攻 博士後期課程

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
情報社会分野	情報社会専門研究A 情報社会専門研究B 情報社会専門研究C 情報社会専門研究D	2 2 2 2	指導教授の指導のもとに、専門研究8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
文化英語分野	英語圏言語文化専門研究A 英語圏言語文化専門研究B 英語圏言語文化専門研究C 英語圏言語文化専門研究D	2 2 2 2	
文化日本語分野	日本語文化専門研究A 日本語文化専門研究B 日本語文化専門研究C 日本語文化専門研究D	2 2 2 2	

国際人間学研究科 心理学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
心理学 科目群	心理学研究法特論	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	健康心理学特論A	2	
	健康心理学特論B	2	
	認知心理学特論A	2	
	認知心理学特論B	2	
	社会心理学特論A	2	
	社会心理学特論B	2	
	発達心理学特論A	2	
	発達心理学特論B	2	
	臨床心理学特論	2	
	教育心理学特論	2	
	心理検査法特論A	2	
	心理検査法特論B	2	
	心理統計学特論	2	
特別 研究	研究指導A	②	
	研究指導B	②	
	課題指導A	②	
	課題指導B	②	
研究 科 共 通	日本語論文の書き方Ⅰ	2	※修了要件に含めない
	日本語論文の書き方Ⅱ	2	※修了要件に含めない

国際人間学研究科 心理学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数	備 考
学習心理学専門研究AⅠ	2	指導教授の指導のもとに、専門研究 AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ から8単位以上修得し、かつ、必要な 研究指導を受けた上、博士論文を提出 し、その審査及び試験に合格すること。
学習心理学専門研究AⅡ	2	
学習心理学専門研究BⅠ	2	
学習心理学専門研究BⅡ	2	
学習心理学専門研究CⅠ	2	
学習心理学専門研究CⅡ	2	
教育心理学専門研究AⅠ	2	
教育心理学専門研究AⅡ	2	
教育心理学専門研究BⅠ	2	
教育心理学専門研究BⅡ	2	
教育心理学専門研究CⅠ	2	
教育心理学専門研究CⅡ	2	
認知心理学専門研究AⅠ	2	
認知心理学専門研究AⅡ	2	
認知心理学専門研究BⅠ	2	
認知心理学専門研究BⅡ	2	
認知心理学専門研究CⅠ	2	
認知心理学専門研究CⅡ	2	
臨床心理学専門研究AⅠ	2	
臨床心理学専門研究AⅡ	2	
臨床心理学専門研究BⅠ	2	
臨床心理学専門研究BⅡ	2	
臨床心理学専門研究CⅠ	2	
臨床心理学専門研究CⅡ	2	

国際人間学研究科 歴史学・地理学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
共通科目	近代世界表象体系	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
歴史学コース	日本古代史特論Ⅰ	2	履修方法については、「歴史学コース」又は「地理学コース」のいずれかを主専攻として、当該コースの特別研究を必修とし、講義科目については両コースそれぞれの科目群から2単位以上修得しなければならない。
	日本古代史特論Ⅱ	2	
	日本中世史特論Ⅰ	2	
	日本中世史特論Ⅱ	2	
	日本近世史特論Ⅰ	2	
	日本近世史特論Ⅱ	2	
	日本近代史特論Ⅰ	2	
	日本近代史特論Ⅱ	2	
	日本現代史特論Ⅰ	2	
	日本現代史特論Ⅱ	2	
	アジア史特論Ⅰ	2	
	アジア史特論Ⅱ	2	
	中国史特論Ⅰ	2	
	中国史特論Ⅱ	2	
	ヨーロッパ史特論Ⅰ	2	
	ヨーロッパ史特論Ⅱ	2	
	アメリカ史特論Ⅰ	2	
	アメリカ史特論Ⅱ	2	
	社会経済史特論Ⅰ	2	
	社会経済史特論Ⅱ	2	
	思想史特論Ⅰ	2	
	思想史特論Ⅱ	2	
	文化史特論Ⅰ	2	
	文化史特論Ⅱ	2	
	技術史特論Ⅰ	2	
	技術史特論Ⅱ	2	
	美術史特論Ⅰ	2	
	美術史特論Ⅱ	2	
歴史学研究Ⅰ	2		
歴史学研究Ⅱ	2		
歴史学研究Ⅲ	2		
歴史学研究Ⅳ	2		

地理学コース	経済地理学特論Ⅰ	2	
	経済地理学特論Ⅱ	2	
	歴史地理学特論Ⅰ	2	
	歴史地理学特論Ⅱ	2	
	都市地理学特論Ⅰ	2	
	都市地理学特論Ⅱ	2	
	地理情報学特論Ⅰ	2	
	地理情報学特論Ⅱ	2	
	都市政策学特論Ⅰ	2	
	都市政策学特論Ⅱ	2	
	自然地理学特論Ⅰ	2	
	自然地理学特論Ⅱ	2	
	地誌学特論Ⅰ	2	
	地誌学特論Ⅱ	2	
	地理学研究Ⅰ	2	
	地理学研究Ⅱ	2	
	地理学研究Ⅲ	2	
	地理学研究Ⅳ	2	
特別研究	研究指導Ⅰ	②	
	研究指導Ⅱ	②	
	研究指導Ⅲ	②	
研究科共通	日本語論文の書き方Ⅰ	2	※修了要件に含めない
	日本語論文の書き方Ⅱ	2	※修了要件に含めない

国際人間学研究科 歴史学・地理学専攻 博士後期課程

区分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
歴史学 分野	歴史学専門研究演習 A (日本近世地域史)	2	指導教授の指導のもとに、 専門研究演習 8 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。 履修方法については、「歴史学分野」又は「地理学分野」のいずれかを主専攻とし、必要に応じて当該分野以外の専門研究演習を副専攻として修得すること。
	歴史学専門研究演習 B (日本近代外交史)	2	
	歴史学専門研究演習 C (日本中世史)	2	
	歴史学専門研究演習 D (比較経済史)	2	
	歴史学専門研究演習 E (現代政治史)	2	
	歴史学専門研究演習 F (東アジア思想史)	2	
	歴史学専門研究演習 G (ヨーロッパ文化史)	2	
	歴史学専門研究演習 H (科学技術史)	2	
地理学 分野	地理学専門研究演習 A (歴史地域論)	2	
	地理学専門研究演習 B (日本地域産業論)	2	
	地理学専門研究演習 C (都市地域構造論)	2	
	地理学専門研究演習 D (都市地域再生論)	2	
	地理学専門研究演習 E (空間分析論)	2	

応用生物学研究科 応用生物学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目			単 位 数	備 考	
研究 科目	研究	応用生物学研究A	②	14 単 位 以上修得 すること。	指 導 教 授 の 指 導 の も と に、必修科 目を含め、30 単 位 以 上 修 得 し、かつ、 必 要 な 研 究 指 導 を 受 け た 上、修士論 文 又 は 特 定 の 課 題 に つ い て の 研 究 の 成 果 を 提 出 し、その審 査 及 び 試 験 に 合 格 す る こ と。
		応用生物学研究B	②		
		応用生物学研究C	②		
		応用生物学研究D	②		
	演習	応用生物学特別演習A	①		
		応用生物学特別演習B	①		
		応用生物学特別演習C	①		
		応用生物学特別演習D	①		
講義 科目	特別講義	基礎生命 科 学	基礎生命科学特別講義A 基礎生命科学特別講義B	1 1	
		環境生物 科 学	環境生物科学特別講義A 環境生物科学特別講義B	1 1	
		食品栄養 科 学	食品栄養科学特別講義A 食品栄養科学特別講義B	1 1	
	特論	応用生物 基 礎	バイオサイエンス特論 有機・分析化学特論 微生物バイオテクノロジー特論 知的財産権特論	2 2 2 2	
		基盤生命 科 学	細胞・ゲノムエンジニアリング特論	2	
		環境生物 科 学	環境システム保全学・生物多様性科学 特論	2	
		食品栄養 科 学	食品栄養科学特論	2	
	研究法特論	応用生物学 基 礎	バイオサイエンス研究法特論 有機・分析化学研究法特論 微生物バイオテクノロジー研究法特論	2 2 2	
		基盤生命 科 学	細胞・ゲノムエンジニアリング研究法 特論	2	
		環境生物 科 学	環境システム保全学・生物多様性科学 研究法特論	2	
		食品栄養 科 学	食品栄養科学研究法特論	2	
	学外実 践科目		応用生物学学外研修	1	

語学科目	基礎科目		特別海外語学研修	1		
------	------	--	----------	---	--	--

応用生物学研究科 応用生物学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特別研究	応用生物学研究指導A 応用生物学研究指導B	④ ④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

生命健康科学研究科 生命医科学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目			単 位 数	備 考
研究科共通科目	導入科目	生と死の文明論	②	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		ヘルスプロモーション論	②	
		疾病予防科学概論	①	
		医用技術の未来学	1	
		障害科学	1	
		地域健康支援論・演習	1	
		生命健康科学研究法 A (生命医科学概論)	①	
		生命健康科学研究法 B (疫学統計)	1	
		生命健康科学研究法 C (基礎・臨床実験研究計画法)	1	
生命医科学専攻共通科目	特論	分子生物学特論	2	
		生命制御学特論	2	
		形態解析学特論	2	
		病理病態学特論	2	
		環境予防医科学特論	2	
		環境医科学特論	2	
		感染症防御医科学特論	2	
		先端薬物科学特論	2	
		先端医用材料工学特論	2	
		バイオインフォマティクス特論	2	
		先端医療技術特論	2	
		医用電気電子工学特論	2	
		医療機器安全管理学特論	2	
	特別講義	基盤病態医科学特別講義	1	
		環境予防医科学特別講義	1	
		生命医用技術学特別講義	1	
	実験	高分子高次解析実験	1	
		遺伝子高次操作実験 A (分子細胞学)	1	
		遺伝子高次操作実験 B (遺伝子改変)	1	
		生体材料高次分析実験	1	
		先端臨床生理学実験	1	
		先端臨床工学実験	1	

研究分野	基盤病態医科学領域	基盤病態医科学特別研究 A (基盤病態基礎研究)	6
		基盤病態医科学特別研究 B (基盤病態発展研究)	6
		基盤病態医科学演習 A (分子生物学基礎)	2
		基盤病態医科学演習 B (分子形態学基礎)	2
		基盤病態医科学演習 C (分子生物学発展)	2
		基盤病態医科学演習 D (分子形態学発展)	2
	環境予防医科学領域	環境予防医科学特別研究 A (環境予防基礎研究)	6
		環境予防医科学特別研究 B (環境予防発展研究)	6
		環境予防医科学演習 A (環境因子誘導疾患基礎)	2
		環境予防医科学演習 B (感染症・生活習慣病基礎)	2
		環境予防医科学演習 C (環境因子誘導疾患発展)	2
		環境予防医科学演習 D (感染症・生活習慣病発展)	2
	生命医用技術学領域	生命医用技術学特別研究 A (生命医用技術基礎研究)	6
		生命医用技術学特別研究 B (生命医用技術発展研究)	6
		生命医用技術学演習 A (生命医用工学基礎)	2
		生命医用技術学演習 B (医用技術学基礎)	2
		生命医用技術学演習 C (生命医用工学発展)	2
		生命医用技術学演習 D (医用技術学発展)	2

生命健康科学研究科 生命医科学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
講義科目	先端生命医科学特論 現代病予防医科学特論	② ②	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、12 単位以上修得し、かつ、必要な研究
演習科目	先端生命医科学演習 A （糖鎖科学の新展開）	1	指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	先端生命医科学演習 B （老化の分子基盤）	1	
	先端生命医科学演習 C （マイクロRNA）	1	
	先端生命医科学演習 D （神経発生学研究の動向）	1	
	先端生命医科学演習 E （酸化ストレス病態学の動向）	1	
	先端生命医科学演習 F （炎症制御学）	1	
	先端生命医科学演習 G （免疫関連疾患研究の新展開）	1	
	先端生命医科学演習 H （疼痛神経受容機構研究の新展開）	1	
	先端生命医科学演習 I （生活習慣病解析の新視点）	1	
	先端生命医科学演習 J （ウイルス検査法開発研究の展望）	1	
	先端生命医科学演習 K （神経生理検査法の評価と展開）	1	
	先端生命医科学演習 L （循環器疾患生理学的診断法の展開）	1	
	先端生命医科学演習 M （医療支援ロボット開発研究の展望）	1	
	先端生命医科学演習 N （蛋白質相同性検索の原理と応用）	1	
	先端生命医科学演習 O （生体材料の将来展望）	1	
	先端生命医科学演習 P （地域包括支援の実践と展望）	1	
	先端生命医科学演習 Q （精神医学・神経学領域におけるリハビリテーション研究の動向と展望）	1	
	先端生命医科学演習 R （予防医療における身体運動解析の新展開）	1	
	先端生命医科学演習 S （障害・介護予防支援の動向）	1	

特別演習	生命医科学特別研究	⑧	
------	-----------	---	--

生命健康科学研究科 看護学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目			単 位 数	備 考
研究科共通科目	導入科目	生と死の文明論	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		ヘルスプロモーション論	②	
		疾病予防科学概論	1	
		医用技術の未来学	1	
		障害科学	1	
		地域健康支援論・演習	1	
		生命健康科学研究法 A (生命医科学概論)	1	
		生命健康科学研究法 B (疫学統計)	①	
		生命健康科学研究法 C (基礎・臨床実験研究計画法)	1	
共通科目	看護学専攻	看護理論	②	
		看護研究方法論	②	
		看護倫理学	2	
		看護情報マネジメント論	2	
		コンサルテーション論	2	
研究分野	総合看護学領域	看護教育学特論Ⅰ	2	
		看護教育学特論Ⅱ	2	
		看護教育学課題演習	4	
		看護教育学課題実習	2	
		看護管理学特論Ⅰ	2	
		看護管理学特論Ⅱ	2	
		看護管理学課題演習	4	
		看護管理学課題実習 A (基盤実習)	2	
		看護管理学課題実習 B (発展実習)	2	
		看護管理学セミナー	2	
		看護管理学課題研究 A (基礎研究)	2	
		看護管理学課題研究 B (発展研究)	4	
		総合看護学特別研究 A (基礎研究)	4	
		総合看護学特別研究 B (発展研究)	4	

研究分野	生活支援看護学領域	療養支援看護学特論Ⅰ	2
		療養支援看護学特論ⅡA（成人看護学）	2
		療養支援看護学特論ⅡB（老年看護学）	2
		療養支援看護学特論ⅡC（在宅看護学）	2
		療養支援看護学課題演習	4
		療養支援看護学課題実習	2
		精神看護学特論Ⅰ	2
		精神看護学特論Ⅱ	2
		精神看護学課題演習	4
		精神看護学課題実習	2
		地域保健看護学特論Ⅰ	2
		地域保健看護学特論Ⅱ	2
		地域保健看護学課題演習	4
		地域保健看護学課題実習	2
		生活支援看護学特別研究A（基礎研究）	4
		生活支援看護学特別研究B（発展研究）	4
	発達看護学領域	発達看護学特論A（小児看護学）	2
		発達看護学特論B（母性看護学）	2
		家族看護学特論	2
		発達看護学課題演習	4
		発達看護学課題実習	2
		発達看護学特別研究A（基礎研究）	4
		発達看護学特別研究B（発展研究）	4

生命健康科学研究科 リハビリテーション学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目			単 位 数	備 考
研究科共通科目	導入科目	生と死の文明論	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		ヘルスプロモーション論	2	
		疾病予防科学概論	1	
		医用技術の未来学	1	
		障害科学	①	
		地域健康支援論・演習	1	
		生命健康科学研究法 A (生命医科学概論)	1	
		生命健康科学研究法 B (疫学統計)	1	
		生命健康科学研究法 C (基礎・臨床実験研究計画法)	①	
リハビリテーション学専攻共通科目	特論	疼痛生理学・治療学特論	2	
		運動生理・病態生理学特論	2	
		運動解析学特論	1	
		人間発達科学特論	2	
		健康増進・支援学特論	2	
		リハビリテーション治療学特論	2	
		障害者生活支援学特論	2	
		精神障害リハビリテーション特論	1	
		卒後教育・人材育成特論	1	
		リハビリテーション教育学特論	1	
	特別講義	リハビリテーション生体機能学特別講義	①	
		リハビリテーション療法学特別講義	①	
研究分野	リハビリテーション生体機能学領域	リハビリテーション生体機能学演習 A (疼痛生理学・治療学基礎)	2	
		リハビリテーション生体機能学演習 B (運動生理学・解析学基礎)	2	
		リハビリテーション生体機能学演習 C (疼痛生理学・治療学発展)	2	
		リハビリテーション生体機能学演習 D (運動生理学・解析学発展)	2	
		リハビリテーション生体機能学特別研究 A (基礎研究)	6	
		リハビリテーション生体機能学特別研究 B (発展研究)	6	

リハビリテーション療法学領域	リハビリテーション療法学演習A（基盤技術基礎）	2
	リハビリテーション療法学演習B（応用技術基礎）	2
	リハビリテーション療法学演習C（基盤技術発展）	2
	リハビリテーション療法学演習D（応用技術発展）	2
	リハビリテーション療法学特別研究A（基礎研究）	6
	リハビリテーション療法学特別研究B（発展研究）	6

生命健康科学研究科 保健医療学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目			単 位 数	備 考
研究科共通科目	導入科目	生と死の文明論	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		ヘルスプロモーション論	2	
		疾病予防科学概論	1	
		医用技術の未来学	1	
		障害科学	1	
		地域健康支援論・演習	1	
		生命健康科学研究法 A (生命医科学概論)	1	
		生命健康科学研究法 B (疫学統計)	1	
		生命健康科学研究法 C (基礎・臨床実験研究計画法)	1	
専攻基盤科目	特論	運動生理学特論	2	
		障害者生理学特論	①	
		運動解析学特論	1	
		健康科学特論	2	
		健康増進学特論	2	
		生涯スポーツ特論	2	
		運動障害特論 A (内科系)	2	
		運動障害特論 B (整形外科系)	2	
		救急スキル特論	②	
		ライフサイクル救急医療特論	2	
		地域救急医療特論	2	
		災害時救急医療特論	1	
専攻専門科目	演習科目	救急医療学演習 A (地域救急医療基礎)	2	
		救急医療学演習 B (救急医療基礎)	2	
		救急医療学演習 C (地域救急医療発展)	2	
		救急医療学演習 D (救急医療発展)	2	
		健康増進学演習 A (身体機能の基礎)	2	
		健康増進学演習 B (健康運動実践の基礎)	2	
		健康増進学演習 C (身体機能の発展)	2	
		健康増進学演習 D (健康運動実践の発展)	2	

	特別研究	救急医療学特別研究A（基礎研究）	6	
		救急医療学特別研究B（発展研究）	6	
		健康増進学特別研究A（基礎研究）	6	
		健康増進学特別研究B（発展研究）	6	

教育学研究科 教育学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目			単 位 数	備 考	
基 幹 科 目	保 育 学 領 域・ 教 育 学 領 域	教育方法学研究 A	②	必修科目を含 め、22 単位以上 修得すること。	指導教授の指導の もとに、特別研究指 導 A、B を含め、30 単位以上修得し、か つ、必要な研究指導 を受けた上で、修士 論文又は特定の課題 についての研究の成 果を提出し、その審 査及び試験に合格す ること。
		教育方法学研究 B	②		
		教育史学研究 A	2		
		教育史学研究 B	2		
		幼児教育学研究 A	②		
		幼児教育学研究 B	②		
	教 育 心 理 学 領 域	教育心理学研究 A	②		
		教育心理学研究 B	②		
		発達心理学研究 A	2		
		発達心理学研究 B	2		
		障害者（児）心理学研究 A	2		
		障害者（児）心理学研究 B	2		
	教 科 教 育 学 領 域	幼児造形学研究 A	2		
		幼児造形学研究 B	2		
		国語教育学研究 A	2		
		国語教育学研究 B	2		
		社会科教育学研究 A	2		
		社会科教育学研究 B	2		
		算数・数学教育学研究 A	2		
		算数・数学教育学研究 B	2		
		理科教育学研究 A	2		
		理科教育学研究 B	2		
		音楽教育学研究 A	2		
		音楽教育学研究 B	2		
		美術教育学研究 A	2		
		美術教育学研究 B	2		
		体育・健康教育学研究 A	2		
		体育・健康教育学研究 B	2		
専 門 科 目	保 育 学 領 域・ 教 育 学 領 域	学校育史学研究	2		
		学校教育学研究	2		
		国際理解教育研究	2		
		保育学研究	2		
	学 育 心 理 学 領 域	教育心理学研究法演習	1		
		社会心理学研究	2		
		教育相談学演習	1		
	教 科 教 育 学 領 域	特別支援教育演習	1		
		教育マネジメント演習	1		
		発達障害児支援演習	1		

特別研究	教育学特別研究指導A	②	
	教育学特別研究指導B	②	
	教育学特別研究指導C	2	
	教育学特別研究指導D	2	

別表3（第9条の3関係） 授業科目及び単位数

持続社会創成教育プログラム

授 業 科 目		単 位 数	備 考
思考基盤 科目群	SDGsと資源利用	1	指導教授の指導のもとに、 10単位以上修得すること。
	SDGsと共生社会	1	
	人類の文化と科学技術	1	
	コンセプト・デザイン	1	
	科学コミュニケーション	1	
価値創造 科目群	AIの基礎	1	
	AIの実践	1	
	基礎から学ぶ実践データサイエンス	1	
	微生物・植物・動物の理解	1	
	企業経営の理解と実践	1	
フィールド 体験群	社会デザイン探求	1	
	樹冠生態観察を通じた実践英会話	1	
	地球から地域を視る	1	
英語スキル 科目群	プレゼンテーション英語Ⅰ	1	
	プレゼンテーション英語Ⅱ	1	